

平成29年(2017年)3月10日

第1学年商業科保護者様

明石市立明石商業高等学校
校 長 宗石 理
第1学年主任 熊本 秀敏

「校納金の徴収」訂正について

早春の候、皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校教育に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先日お知らせ致しました、「第2学年校納金の徴収について」でございますが、提示させて頂いた金額に間違いがございました。誠に申し訳ございません。4月一括徴収の生徒会費¥7,200を¥9,600に、合計金額を¥32,000に訂正させていただきます。何かと出費の多い時期にこのような訂正、お願いを致しますこと大変申し訳なく存じます。

今後このような間違いが無きように致しますので、宜しくお願い致します。

月	学年費	修学旅行積立金	P T A 会費	同窓会費	生徒会費	特活会費	合計
4	20,000	—	700	600	9,600	1,100	32,000
5	—	12,100	700	600	—	1,100	14,500
6	—	12,100	700	600	—	1,100	14,500
7	—	12,100	700	600	—	1,100	14,500
8	—	12,100	700	600	—	1,100	14,500
9	—	12,100	700	600	—	1,100	14,500
10	—	12,100	—	—	—	—	12,100
計	20,000	72,600	4,200	3,600	9,600	6,600	116,600

「校納金」については、減免制度はありません。

(連絡)

(1) 振込手数料に関しましては保護者様より口座振替時に徴収させていただきます。

(2) 三井住友銀行・みなと銀行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54円

あかし農業協同組合・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43円

(3) 前もって分納のご相談をされている場合でも、口座に振替金額以上の残金が有れば、引き落としされますのでご注意ください。

※ 引き落とし日は毎月5日・20日になります。休日の場合は翌営業日が引き落とし日になります。